

# 保護者として 考えよう! 子どもの ケータイ



CAUTION!



子どものために  
携帯電話を購入・使用  
させる場合、保護者には  
フィルタリングの利用を  
事業者申し出る  
責務があります。

この法律では、アダルトサイトなど、有害サイトへの子どもたちのアクセスを規制する  
フィルタリング機能を提供することが携帯電話会社に義務付けられました。

(通称 略称「青少年ネット規正法」2009年4月1日施行)

## とちぎの 子どもたちは…

県内の子どもたちの携帯電話の所持率は、どの学年も前回調査(H17)から増えています。今後も増加することが予想されます。

しかし、子どもたちが携帯電話を持つと、生活が便利になる反面トラブルが起きる可能性も高くなります。

保護者が子どもに携帯電話を持たせる主な理由は、「家族が子どもと連絡をとるため」や「子どもの安全確認のため」などですが、実際に子どもたちが携帯電話を利用する主な理由は、「メールをする」や「携帯サイトを見る」などです。そして携帯電話のインターネット機能を使っている場合に問題に巻き込まれやすくなっています。

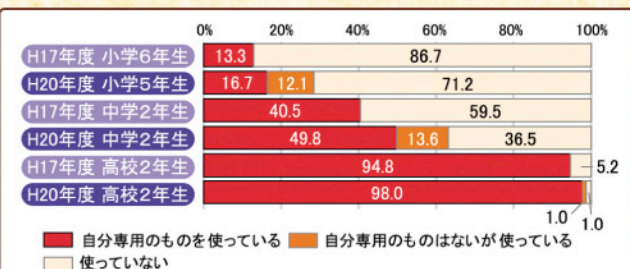
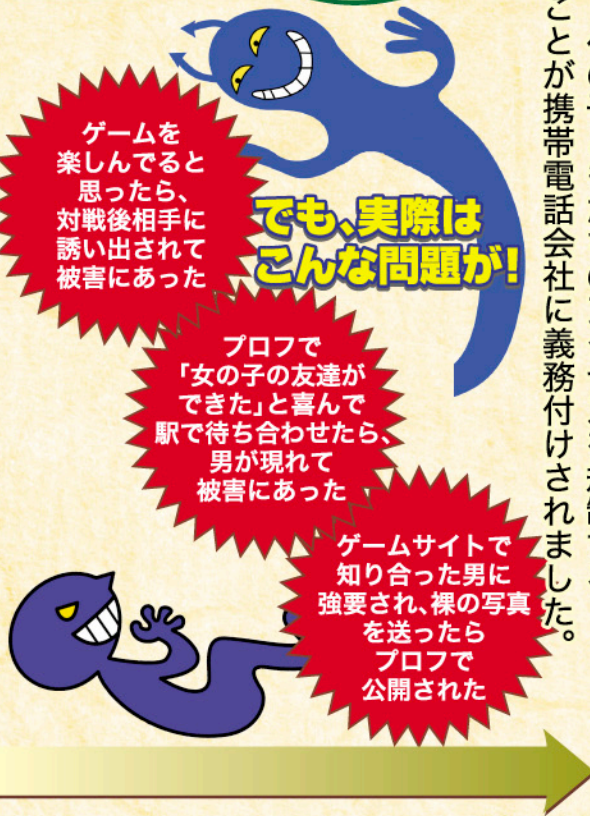


図1 H17年度 自分専用の携帯電話を持っていますか。  
(小学6年生n=626 中学2年生n=484 高校2年生n=555)  
H20年度 あなたは携帯電話を使っていますか。  
(小学5年生n=521 中学2年生n=301 高校2年生n=396)

(栃木県総合教育センター調べ) ※グラフでは無回答を除いています。



ゲームを  
楽しんでると  
思ったら、  
対戦後相手に  
誘い出されて  
被害にあった

でも、実際は  
こんな問題が!

プロフで  
「女の子の友達か  
できた」と喜んで  
駅で待ち合わせたら、  
男が現れて  
被害にあった

ゲームサイトで  
知り合った男に  
強要され、裸の写真  
を送ったら  
プロフで  
公開された

### ホットほっと電話相談〈保護者専用〉 家庭教育ホットライン

ひとりで なやむな

電話相談 028-665-7867

メール相談

<http://www.hothotmail.jp>



※秘密は絶対に守ります。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律